

業種別の 労働災害防止対策の推進 （林業）

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課

アウトプット指標と アウトカム指標

第14次労働災害防止推進計画（令和5年度～令和9年度）

アウトプット指標

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに45%以上とする

【取組事項】

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等の労働者への周知と理解の促進

上記のガイドラインに基づく、安全な伐倒方法、かかり木処理方法、保護具着用、緊急時の連絡体制等の整備と周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策の確実な実施

アウトカム指標

林業の死亡者数ゼロを継続させる

チェーンソーによる伐木等作業 の安全に関するガイドライン

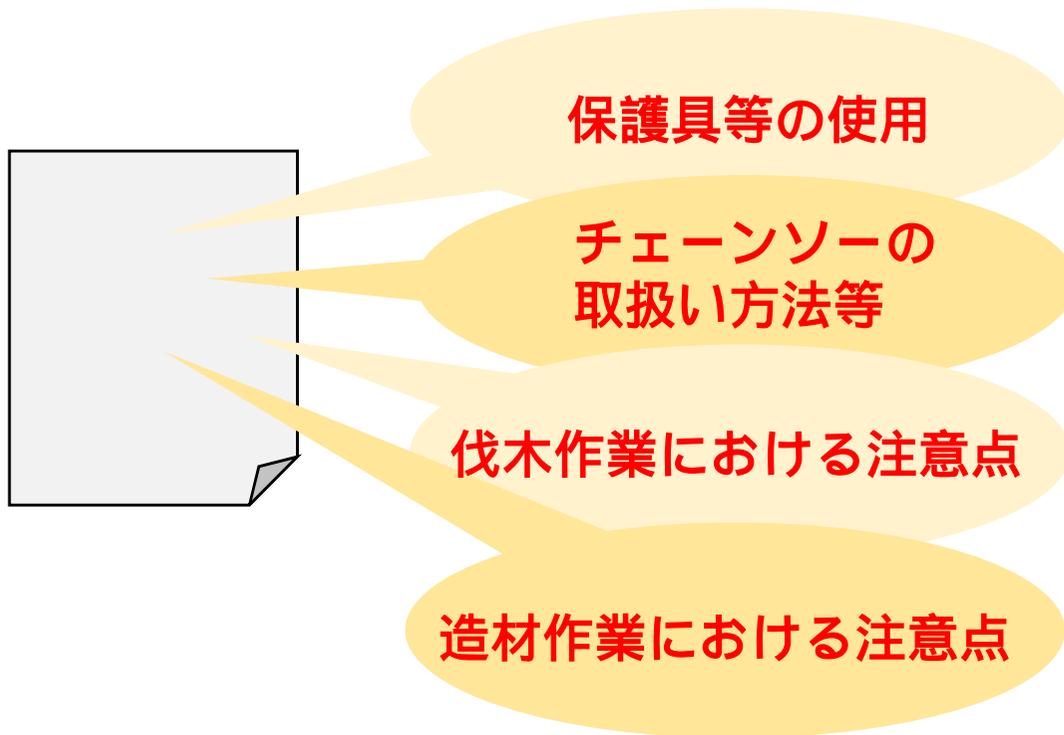
林業における労働災害はチェーンソーに起因するものの割合が高く、滋賀県内でも令和3年以降6件の死傷災害が発生しています。

令和3年以降の滋賀県内で発生したチェーンソーに起因する労働災害

性別	年齢	経験期間	被災程度	事故の型	災害発生状況
男	40歳代	7年	休業2週間	切れこすれ	小型チェーンソーで地拵え作業を行っていたところ、作業を一時中断しようとしてチェーンソーのハンドルから左手を離れた際、惰性で回転していたチェーンソーの歯が棚積みしていた枝に当たり、反動でチェーンソー歯が左掌に激突したものの。
男	70歳代	8年	休業3ヶ月	切れこすれ	山林で樹木の枝打ち作業を行うため樹木に掛けた梯子を登っていたところ、右手に持っていたチェーンソーの歯が樹木の裏に回っていた左手に接触しもの。
男	70歳代	40年	休業1週間	切れこすれ	山林内の斜面で、直径約15センチメートルの伐倒木をチェーンソーで玉切り作業を行っていたところ、切断後、直ぐに落下しないよう切断していたが、誤って切断したため勢いでチェーンソーの歯が左足首に接触したものの。
男	70歳代	6年	休業6日	切れこすれ	チェーンソーで枝打ち作業中、枝がキックバックを起こし、左ひざの内側を切創したものの。
女	50歳代	20年	休業1ヶ月	激突され	チェーンソーで木材を切断中にキックバックして、額に接触した。
男	20歳代	1年	休業2ヶ月	転倒	チェーンソーを使用し薪を切っている際に、後方に置いてあった別の薪に躓き転倒。その際に、落としたチェーンソーを手に落とした。

チェーンソーによる伐木等作業 の安全に関するガイドライン

チェーンソーを用いた安全な伐木・造材作業の実施、チェーンソーの跳ね返り等による危険の防止のため、ガイドラインに基づいた作業を行ってください。



チェーンソーの
安全な取扱い等



チェーンソーによる伐木等作業 の安全に関するガイドライン

保護具等の選定について

保護衣

- ・前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、日本工業規格（JIS T8152-2）に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するもの。

衣服

- ・皮膚の露出を避け、身体にあった長袖の上衣及び長ズボンを着用する。
- ・袖締まり、裾締まりの良いものを選択（引っ掛かり防止）。
- ・防水性・透湿性を備えた、作業性の高いものを選択。
- ・寒冷環境下では防寒に配慮した肌着。

手袋

- ・防振及び防寒に役立つ厚手の手袋

安全靴

- ・つま先、足の甲部、足首及び下腿の前側半分は、ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護剤が入っている、日本工業規格（JIS T8125-3）に適合する安全靴又は同等以上の性能を有するもの。

保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具

- ・物体の飛来・落下による危害、墜落による危険防止のため、型式検定の標章が貼付されている保護帽を使用する。
- ・木片や石の飛来から顔や眼を保護するため、保護網又は保護眼鏡等を使用する。
- ・騒音障害防止のため、エンジンを掛けている時は、耳栓等を使用する。



チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

下肢の切創防止用保護衣の着用は、法令上の義務になります。

2-(4) 下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条）関係

- チェーンソーによる休業4日以上死傷災害の多くが、チェーンソーの刃（以下「ソーチェーン」という。）の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣（図7）を着用させることを義務付けます。
- チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。



（図7）下肢の切創防止用保護衣

＜注意1＞（図7）で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。また、労働者の身体に合ったサイズのもを着用してください。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。

＜注意2＞チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

チェーンソーの取扱い方法等

選定

- ・できる限り軽量なものを選定する等

始動方法

- ・エンジンを始動させるときは、原則としてチェーンソーを地面に置き、保持して行うこと。

基本的な姿勢

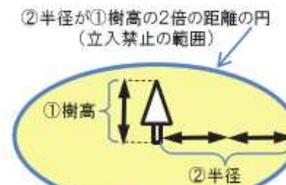
- ・前ハンドルと後ハンドルに親指を回して確実に保持する。
- ・振動や重さによる身体への負担を軽減するため、チェーンソーを身体の一部及び原木で支える。
- ・チェーンソーを肩より高く上げて作業しない。

立入禁止

- ・チェーンソーを用いた作業を行っている労働者の周辺にその他の労働者を立ち入らせず、常に安全な距離を確保する。

2-(3) 立入禁止（安衛則第481条）関係

- 従来から、造林、伐木及び造材の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。
- 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。（図6）



（図6）立入禁止の範囲

〈注意〉 立木を伐倒するときには、周辺の全ての労働者に合図により的確に情報伝達を行い、立入禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン

林業の現場で労働災害が発生した時等緊急時の連絡体制の整備・確立等を図り、被災労働者の早急な救護等を促進しましょう

連絡の方法、通信可能範囲等必要な事項を定め、関係労働者（連絡責任者・労働者）に周知

連絡責任者の選任



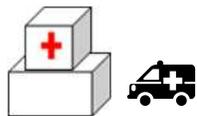
伐木等作業前に、連絡方法確認、通信機器のバッテリー、故障有無等確認

通信可能位置の確認等

相互に連絡を取り合い、安全を確認

事務所・救急機関に連絡

被災の程度等連絡



（救急機関）



（事業場の事務所）

連絡責任者

労働者

通信可能位置

（作業場所）

災害発生等

バッテリー故障

連絡の方法